

# グループホーム花の家利用契約書

## (認知症対応型共同生活介護)

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます。）と株式会社 江陽（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が運営するグループホーム花の家（以下、「事業所」といいます。）において事業所から提供される認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

### 第1条（事業の目的）

事業者は、認知症の状態にある要介護状態の方に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民の交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び生活訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう世話をすることを目的とします。

### 第2条（契約期間と更新）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 前項にかかわらず、契約期間満了日の14日前までに利用者から書面による解約の申し出がない場合でかつ利用者が要介護認定の更新において、要介護者と認定された場合には、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

### 第3条（連帯保証人）

事業者は、利用者に対しこの契約の締結に当たり連帯保証人を2名以上定めるものとします。

2 連帯保証人は独立して生計を営んでいる方とします。

3 連帯保証人はこの契約に基づく、事業所の利用者に対する一切の債務について連帯債務者となるとともに、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄引き取り、残余財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

### 第4条（協力義務）

利用者は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

2 連帯保証人は、利用者の事業所での生活が円滑になるよう、可能な限り協力しなければなりません。

### 第5条（入居要件）

利用者が次の各号に適合する場合、事業所の利用ができます。

- ① 要介護1以上の被認定者であり、医師より認知症の診断を受けていること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療の必要がないこと
- ⑤ 本契約及び重要事項説明書の内容を承認していること

#### 第6条（認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更）

事業者は、事業所に対し、介護保険関係法令の定めるところに従い、利用者の認

知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」といいます。）の作成業務を担当

させます。

2 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者、連帯保証人と介護従業者と協議の上、認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを作成します。

3 事業所は、ケアプラン作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じてケアプランの変更をします。

4 利用者及び連帯保証人（以下「利用者等」といいます。）は事業所に対し、いつでもケアプランを変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は明らかに変更の必要がないとき及び利用者等の不利益となる場合を除き、利用者等の希望に沿うようにケアプランの変更を行います。

5 事業所はケアプランを作成し、また同プランを変更した場合は、利用者に対しケアプランの内容を説明し同意を得るものとします。

#### 第7条（サービスの内容及びその提供）

事業者は、利用者に対して前条により作成されるケアプランに基づき次の各号の

サービスを提供します。

①介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分することなく、全体を包括して提供します。

- i. 入浴、排せつ、食事、着替え等
- ii. 日常生活上の世話
- iii. 日常生活の中での機能訓練
- iv. 相談・援助

②介護保険給付対象外サービスについては、「重要事項説明書」のとおり提供します。

2 事業者は、利用者に対し、利用開始後のケアプランが作成されるまでの間、利

用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

3 事業者は、「身体拘束廃止に関する指針」（別紙1）を定め、身体的拘束その他

利用者の行動を制限しないサービスを提供します。ただし、利用者または他の利

用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携を密接

に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

#### 第8条（サービス利用料金の支払い）

事業者が提供するサービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

2 利用者は、事業所が前項の費用の額をもとに月ごとに算定した利用料を事業者

に支払います。

3 事業者は、利用者等に対し、毎月10日までに、前月の利用料請求明細書を送付します。請求明細書には各種サービス毎の回数、利用単位数の内訳、介護保険

給付対象と対象外の区別を明記します。

4 利用者は、事業者に対し、前項の利用料等を当月末までに事業所の指定する方

法により支払います。

5 事業者は、利用者からの支払いを受けたときは、利用者等に対し領収書を発行

します。

#### 第9条（利用料金の変更）

事業者は、介護報酬告知上の額が変更となった場合、または、介護給付対象外サービスの利用料金を変更する場合、利用者等に対して変更内容を説明し同意を得

る

ものとします。

2 利用者等は、前項の変更に同意することができない場合は、契約を解除するこ

とができます。

#### 第10条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用者等から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるよう、利用者等に対してサービス提供証明書を交付します。

サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

#### 第11条（金銭等の管理）

事業者は、利用者の現金及び預貯金については原則として管理しません。また財産の管理運用についてもこれを行いません。

2 事業者は、前項にかかわらず、日常生活に必要な「預り金」の保管管理をしま

す。「預り金」の保管管理方法については、「預り金保管・管理約款」（別紙3）

によります。

#### 第12条（事業者の義務）

事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者の主治医

等と連携しサービスを実施するものとします。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者等の請求に応じてこれを閲覧できるものとします。

また、その複写物を交付できるものとします。

4 事業者は、サービス提供時において、利用者の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第13条（守秘義務等）

事業者は、事業者が定める「個人情報保護に関する基本方針」（別紙3）に基づ

き、サービスを提供する上で知り得た利用者等に関する秘密、個人情報につい

て

は、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約中及び

契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は、「個人情報の使用に関する同意書」に記載された必要最小限の範囲内

で個人情報を使用することができます。

#### 第14条（施設利用上の注意義務等）

利用者は、事業所の施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものと

します。

2 利用者は、事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破

損、汚損、または事業者との協議なく変更した場合は、自己の費用により現状に

復するか、または、相当の対価を支払うものとします。

3 利用者の心身状況等に特段の配慮が必要な場合、利用者等と事業者との協議により、施設、設備の使用方法を変更できるものとします。

#### 第15条（契約の終了）

次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。

①要介護認定の更新により、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合

②利用者が死亡した場合

③利用者等が第16条に基づきこの契約の解除を通告し予告期間が満了した日

④事業者が第17条に基づきこの契約の解除を通告し、予告期間が満了した日

⑤利用者が医療機関に入院し、医師により3か月以内にグループホームでの生活が困難であると診断された場合

⑥利用者が介護保険施設に入所した場合

#### 第16条（利用者からの契約解除）

利用者等は、事業者に対し、14日間の予告期間をおいて、いつでも本契約を解除することができます。

2 利用者等は、以下に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①第9条第2項により、本契約を解除する場合

②事業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合

- ③事業者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または  
著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

#### 第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者等に対し、以下の事項に該当する場合においては、適切な予告期間をおいてこの契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告に当たっては、次の第2号を除き利用者等に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ①正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ②伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、退居の必要がある場合
- ③利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき
- ④利用者等が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

#### 第18条（損害賠償）

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

- 2 事業者は、万が一に備えて介護賠償責任保険に加入しております。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品に通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用は利用者等が負担します。

#### 第19条（相談・苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの相談・苦情等に対して相談・苦情等を受け付ける窓口を設置して、適切に対応するものとします。

#### 第20条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する地方裁判所をもって第1審管轄裁判所とすることを利用者等、事業者は予め合意します。

#### 第21条（業務継続計画）

事業者は大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画を策定し実施します。

## 第22条（契約の定めにない事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、介護保険法その他関係法令の定めるところにより、利用者等と事業者が誠意を持って協議するものとします。

(別紙1)

## 身体拘束廃止に関する指針

### 1. 目的

本指針は介護保険法における身体拘束禁止規定に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、身体拘束ゼロを達成するための取り組み及び緊急やむを得ない場合の身体拘束に関する手続きについて規定することを目的とする。

### 2. 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない ケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① **切迫性**：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② **非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ **一次性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

### 3. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束とは、どんな理由であれ心身に苦痛を与えるものであり、たとえ「治す」という視点からはやむを得ないことがあったとしても、「癒す」という視点からは、絶対に行ってはならないのです。本来の介護とは、利用者を「縛る」ことではなく「心を癒す」ためのものなのです。私たちは「心を癒す」ことを目的に、人としての誇りと生きる喜びを回復させる支援の実践を通して、身体拘束ゼロの介護を実施します。

### 4. 利用者の権利擁護委員会の設置と規定及び職員教育

#### ①設置の目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ②委員の構成

利用者の権利擁護委員は田原ケアセンター・ふじの里ケアセンターの両センターそれぞれの管理者及び主任を委員とする。

#### ③委員会の活動

(1)委員会は年4回開催及び1回の全体研修をし、次の事項を協議する。

- ・身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること。
- ・職員の教育研修に関すること。
- ・その他、身体拘束廃止に向けて必要な取り組みに関する事項。

(2)委員長は必要に応じて臨時の委員会を開催することができる。

(3)委員会は必要に応じて、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出させることができる。

(4)開催の内容について、全職員へ報告及び周知する。

#### ④身体拘束廃止の為の職員教育及び研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

(1)定期的な教育・研修の実施

(2)新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

(3)その他必要な教育・研修の実施

### 5. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人または利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は以下の手順によって実施します。

## ①カンファレンスの実施

各事業所において緊急やむを得ない状況になった場合、各事業所管理者は代表取締役及び利用者の権利擁護委員長に報告する。報告に基づき委員会の開催、身体拘束の必要性について検討する。なお、身体拘束を選択する前に①切迫性②非代替性③一次性の全てを満たしているか検討・確認する

## ②利用者・家族等への説明

家族・または身元引受人に対して連絡し面接する。その際、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書に基づいて、各事業所管理者及び主任が説明する。

## ③介護記録への記載

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、介護実施記録にやむを得ず身体拘束を行った理由、身体拘束の様態、時間、心身の状況などを記録する。利用者の権利擁護委員会は身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにする。

## ④身体拘束の解除

上記③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に報告する。

### <参考>

#### ○ 介護保険指定基準における身体拘束禁止規程

サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

#### ○ 身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体感や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(別紙2)

## 高齢者虐待防止に関する指針

### 1. 目的

本指針は高齢者虐待防止法に基づき、株式会社江陽が運営する各事業所において、高齢者虐待をしない為の取り組みを規定することを目的とする。

### 2. 高齢者虐待防止に関する理念

高齢者虐待は、どのような時でも許されるものではなく、尊厳を脅かす大きな問題です。高齢者の尊厳が守られ、自立した生活、その人らしい生き生きとした豊かな暮らしが送れることを目的に実施します。

### 3. 高齢者虐待防止法の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第2条第1項）。また、高齢者虐待を養護者による高齢者虐待、及び養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義しています。

#### ア. 養介護施設従事者による高齢者虐待

##### ①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

##### ②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人に

よる虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

##### ③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### ④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### ⑤経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 4. 高齢者虐待防止に関する委員会の設置と職員教育

#### ①設置の目的

- ・施設内での高齢者虐待防止に向けての現状の把握及び改善について検討
- ・高齢者虐待防止に関する職員全体への指導

#### ②委員会について

委員会は、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止を目的とし、一体的かつ効率的に、

利用者の権利擁護委員会を設置する。

#### ③委員の構成

利用者の権利擁護委員会は、社内各事業所管理者及び主任にて構成される。

委員長は、委員の互選とし、任期は1年間とする。

#### ④委員会の活動

(1)委員会は年4回及び職員研修2回開催し、次の事項を協議する。

- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止に向けた取組に関し結果について従業員

へ

周知すること

- ・職員教育に関するこ

・その他、現状の把握及び防止に向けた取組に関する事項

(2)委員長は、必要に応じ臨時の委員会を開催できる。

(3)委員会は必要に応じ、委員以外のものを出席させ意見を聴取し、資料を提出

させることができる。

#### ⑤職員教育及び研修

介護に携わるすべての従業員に対し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に向

けた、人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

(1)定期的な教育・研修の実施

(2)新任者に対する権利擁護に関する研修の実施

(3)その他必要な教育・研修の実施

### 5. 虐待が発生した場合

## ①高齢者虐待が発生した場合の対応

### (1)緊急事態

生命に関わるような重大な状況で、一刻も早い介入が必要

### (2)要介入

放っておくと心身の状況に重大な影響を生じる可能性がある状態。当事者の

自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要

### (3)要見守り・支援

心身への影響は部分的または顕在化していない状態。介護の知識不足や負担

などにより不適切なケアになっていたり、本人の行動・言動から虐待に繋がる

ったりする可能性がある場合など

## ②通報について

虐待発生を確認した場合、速やかに上長へ報告するとともに、緊急事態と思われる

場合は利用者の保護を優先し、事実確認及び利用者の状況を確認の上、利

用者の権利擁護委員会及び会社代表へ報告、場合により市区町村・地域包括支

援センターへ通報、状況を整理し記録をする。

(1)緊急事態と判断できる場合、早急に市区町村及び担当地域包括支援センター

へ通報・及びご家族への報告及び謝罪をする。

(2)要介入と判断できる場合、状況について利用者の権利擁護委員会にて精査、

利用者のケア及び保護の実施、会社代表へ内容を報告、市区町村等への報告、

家族へ報告及び謝罪をする。

(3)要見守り・支援と判断できる場合、事業所管理者にて現在の状況を確認し、

利用者の権利擁護委員会にて精査、場合により市区町村等へ通報、ご家族へ報告及び謝罪をする。場合は、今後発生しない対策を施す。

(別紙3)

## 預り金保管・管理約款

(目的)

第1条 本約款は、グループホーム花の家利用契約書第11条第2項にある 預り金の保管管理について定めるものである。

(預り金の定義)

第2条 本約款における預り金とは、利用者または連帯保証人等（以下、「利用者等」という。）から保管依頼を受けた次のものをいう。

1. 現金
  2. 健康保険証、介護保険証、医療機関の診察券
- 二 前項1の一度にお預かりする上限額は10,000円とする。

(管理責任)

第3条 預り金の管理責任は事業者が負うものとする。

- 二 事業者は、保管責任者を定めなければならない。
- 三 保管責任者は、次条以降の方法で適切に管理しなければならない。

(管理の方法)

第4条 預り金の管理方法を以下の通り定める。

1. 利用者等から、預り金の保管依頼を受けたときは、預かり証を交付し、速やかに預り金出納簿に記載する。
2. 利用者等から預り金の支出依頼があったときは、保管責任者が担当職員に 対し払い出し等の指示をする。
3. 担当職員は、保管責任者の指示事項について履行する。
4. 指示事項履行後、担当職員は預り金出納簿を記載、証憑を添付し、預り金・ 証憑を金庫に保管する。
5. 4終了後、担当職員は預り金出納簿の担当者欄に押印し、保管責任者の検印を受ける。

(預り金出納簿の締日)

第5条 預り金出納簿は月末締めとする。

- 二 保管責任者は、締日以降速やかに預り金出納簿の検認を行い、事業者の承認を得る。
- 三 預り金出納簿は、翌月10日までに利用料等の請求書と共に送付する。

(預り金の返還)

第6条 利用者の退居等により預り金の保管・管理を必要としなくなった場合、事

業者は速やかに預り金を返還しなければならない。

- 二 預り金の返還に当たり、保管責任者は、退居日を締日とした預り金出納簿、預り金を利用者等に確実な方法で返還し、利用者等から受取書を受領する。

(その他)

第7条 本約款によりがたい場合は、利用者等、事業者が協議の上決定する。

(別紙4)

## 個人情報保護に関する基本方針

株式会社江陽（以下「当社」という。）は、当社役職員が、当社が運営する介護保険サービス事業並びにこれに関連する業務（以下「事業」という）を行うにあたり、取り扱う個人情報について、その取得に際してご利用者様並びにご家族様等から同意をいただいた目的の範囲内で利用します。

また、その保有期間中は、適切な管理に努め、ご利用者様の権利、利益を保護す

ることを社会的責務と認識します。

以上の認識のもと、当社役職員は、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めることを宣言します。

#### 1. 個人情報の取り扱いに関する法令や規律の遵守

当社は、事業を行うにあたり、個人情報保護に関する法律および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、その他の規範を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。

#### 2. 個人情報の取得について

当社が個人情報を取得する際には、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

#### 3. 個人情報の利用について

当社は、取得した個人情報を利用目的の範囲内で、適切に利用します。

#### 4. 個人情報の提供について

当社は、原則として、個人情報を第三者（＊1）に開示、提供及び預託することはありません。ただし、介護(介護支援)、介護報酬請求、行政機関等からの要請、学術研究等公共的要素により個人情報を第三者にて提供するときは、法令上必要な措置を講じます。

（＊1）：第三者とは、利用者及び当社以外をいい、本来の目的に該当しない、または利用者本人によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をいう。

#### 5. 個人情報の適正管理

当社は、個人情報について、正確かつ最新の状態に保つため、個人情報管理責任者を任命し、紛失・破棄・改ざん及び漏洩等を防止いたします。当社規定を定め、職員、その他関係者はこれを遵守し、個人情報の適正な管理と運用に努めます。

#### 6. 個人情報の開示・訂正等について

利用者ご自身が、個人情報の開示を求められた場合は関係法規に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

#### 7. 問い合わせ窓口について

お問い合わせは、田原ケアセンター事務局（0197-31-2105）までお願い致します。

上記の契約の証として、本書を2通作成し、利用者、連帯保証人、事業者は記入押印の上、各自その1通を保有するものとします。

締結日：令和　年　月　日

<利用者> (住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<連帯保証人> (住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(住 所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

<事業者> (事業者の住所) 奥州市江刺田原字大日195番地1  
(事業者の名称) 株式会社 江陽  
(代表者職氏名) 代表取締役 及川 健 印